



2012年1月5日 第2012-09号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

年金の2013年問題を説明する資料を作成しました

各組合において、2012年春季生活闘争方針の策定に取り組まれていることと思いますが、その中で「60歳以降の雇用確保」は、取り上げるべき重要な課題となっています。J A Mでは、昨年2011年9月の定期大会で以下のように確認されています。

《 2012・2013年度 J A M 運動方針抜粋 》

60歳以降の安定雇用と生計費の確保

2013年度以降、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、2025年度からは65歳まで年金が全く支給されないこととなります。J A Mは2005年度に「65歳までの雇用確保に関する J A M 方針の補強について」および「継続雇用制度に関する協定モデル」を策定し、年金の満額支給年齢まで希望者全員の雇用が確保されることを原則として取り組みを進めてきました。

この原則を踏襲しつつ、2013年度以降は全く無年金の期間が発生することから、在職老齢年金無支給を前提とした所得モデルや選択定年制などの定年延長も選択肢に含めた「60歳以降の安定雇用と生計費の確保」のための新指針（補強指針）を策定します。

いわゆる「年金の2013年問題」の理解を深めるため、添付の資料を作成しましたので、適宜ご活用ください。なお、当資料は「月刊 J A M - 2月号」に掲載します。

加えて、2012年1月の通常国会に高年齢者雇用安定法の改正について提案される予定になっています。J A Mは、連合とともに津田やたろう参議院議員と連携し、60歳以降の安定雇用と生計費の確保にむけ、政府・政党に働きかけをおこなって行きます。